

| 現行   | 改定  | 摘要 |
|--|---|----|
| <p data-bbox="359 296 1181 373">1. 土木工事共通仕様書</p> <p data-bbox="937 457 1249 1787">昭和52年4月1日<br/>昭和55年4月1日一部改定<br/>昭和62年4月1日一部改定<br/>平成6年4月1日一部改定<br/>平成8年7月1日一部改定<br/>平成11年4月1日一部改定<br/>平成13年4月1日一部改定<br/>平成14年9月1日一部改定<br/>平成15年4月1日一部改定<br/>平成15年9月1日一部改定<br/>平成17年10月1日一部改正<br/>平成18年10月1日一部改正<br/>平成19年10月1日一部改正<br/>平成20年1月1日一部改正<br/>平成20年4月1日一部改正<br/>平成21年2月1日一部改正<br/>平成21年10月1日一部改正<br/>平成22年10月1日一部改正<br/>平成24年4月1日一部改正<br/>平成24年10月1日一部改正<br/>平成26年4月1日一部改正<br/>平成27年4月1日一部改正<br/>平成27年10月1日一部改正<br/>平成28年10月1日一部改定<br/>平成29年10月1日一部改定<br/>平成30年10月1日一部改定<br/>令和元年10月1日一部改定<br/>令和 2年10月1日一部改定<br/>令和 3年10月1日一部改定<br/>令和 4年10月1日一部改定</p> | <p data-bbox="1587 296 2410 373">1. 土木工事共通仕様書</p> <p data-bbox="2160 457 2472 1833">昭和52年4月1日<br/>昭和55年4月1日一部改定<br/>昭和62年4月1日一部改定<br/>平成6年4月1日一部改定<br/>平成8年7月1日一部改定<br/>平成11年4月1日一部改定<br/>平成13年4月1日一部改定<br/>平成14年9月1日一部改定<br/>平成15年4月1日一部改定<br/>平成15年9月1日一部改定<br/>平成17年10月1日一部改正<br/>平成18年10月1日一部改正<br/>平成19年10月1日一部改正<br/>平成20年1月1日一部改正<br/>平成20年4月1日一部改正<br/>平成21年2月1日一部改正<br/>平成21年10月1日一部改正<br/>平成22年10月1日一部改正<br/>平成24年4月1日一部改正<br/>平成24年10月1日一部改正<br/>平成26年4月1日一部改正<br/>平成27年4月1日一部改正<br/>平成27年10月1日一部改正<br/>平成28年10月1日一部改定<br/>平成29年10月1日一部改定<br/>平成30年10月1日一部改定<br/>令和元年10月1日一部改定<br/>令和 2年10月1日一部改定<br/>令和 3年10月1日一部改定<br/>令和 4年10月1日一部改定<br/>令和 5年 1月1日一部改定</p> |    |

| 現行   | 改定  | 摘要 |
|--|---|----|
| <p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b><br/><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 総則</b><br/><b>1-1-1-18 建設副産物</b></p> <p>4. 再生資源利用計画<br/>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画<br/>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、<b>施工計画書</b>に含め監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>6. 実施書の提出<br/>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 土工</b></p> <p><b>第3節 河川土工・砂防土工</b><br/><b>1-2-3-1 一般事項</b></p> <p>5. 発生土受入れ地等<br/>受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>に従わなければならない。<br/>なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> | <p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b><br/><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 総則</b><br/><b>1-1-1-18 建設副産物</b></p> <p>4. 再生資源利用計画<br/>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に<b>提出するとともにその内容を説明</b>しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画<br/>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、<b>施工計画書</b>に含め監督員に<b>提出するとともにその内容を説明</b>しなければならない。</p> <p>6. 実施書の提出<br/>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に<b>提出するとともにその内容を説明</b>しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 土工</b></p> <p><b>第3節 河川土工・砂防土工</b><br/><b>1-2-3-1 一般事項</b></p> <p>5. 発生土受入れ地等<br/>受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>に従わなければならない。また、埋め立てた盛土構造物が降雨による流出や地震等による崩壊により公衆災害に至ることがないように、その安全や機能確保のための適切な措置を講じなければならない。<br/>なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に<b>盛土構造物の安全や機能確保の内容に係る設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> |    |

| 現行   | 改定   | 摘要 |
|--|--|----|
| <p><b>第4節 道路土工</b><br/> <b>1-2-4-1 一般事項</b></p> <p>9. 建設発生土受入れ地等<br/> 受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>に従わなければならない。</p> <p>なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6編 ダム編</b><br/><b>第1章 コンクリートダム</b></p> <p><b>第3節 掘削工</b><br/> <b>6-1-3-7 建設発生土の処理</b></p> <p>2. 降雨災害の防止<br/> 受注者は、建設発生土を処理するときは、降雨等による崩壊及び土砂や雨水の流出による災害を起こすことがないよう施工しなければならない。</p> | <p><b>第4節 道路土工</b><br/> <b>1-2-4-1 一般事項</b></p> <p>9. 建設発生土受入れ地等<br/> 受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>に従わなければならない。また、埋め立てた盛土構造物が降雨による流出や地震等による崩壊により公衆災害に至ることがないよう、その安全や機能確保のための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に<b>盛土構造物の安全や機能確保の内容に係る設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6編 ダム編</b><br/><b>第1章 コンクリートダム</b></p> <p><b>第3節 掘削工</b><br/> <b>6-1-3-7 建設発生土の処理</b></p> <p>2. 降雨等による流出防止及び公衆災害の防止<br/> 受注者は、建設発生土を処理するときは、降雨、地震等により盛土構造物の崩壊や流出する土砂による公衆災害を起こすことがないよう、その安全や機能確保のための適切な措置を講じた上で施工しなければならない。</p> |    |